

一般社団法人日本エイジレスバレエ・ストレッチ協会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本エイジレスバレエ・ストレッチ協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪市北区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、抗加齢（アンチエイジング）を主たる目的とする「エイジレスバレエ・ストレッチ」の振興と発展に努め、人々の健康寿命の延伸、コミュニティの創出、生きがいの創出とともに、バレエ講師の雇用の創出と社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エイジレスバレエ・ストレッチ振興のための事業
- (2) エイジレスバレエ・ストレッチの研究に係る事業
- (3) エイジレスバレエ・ストレッチ講師の育成と認定に係る事業
- (4) エイジレスバレエ・ストレッチ講師の保守管理に係る事業
- (5) 前各号に掲げる事業を行う団体の運営又は活動に関する助言又は援助
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 2 章 社員

(入社)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得る

ものとする。

(経費等の負担)

第 7 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第 8 条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(退社)

第 9 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 10 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 11 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 13 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

- 第 14 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より 5 日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

- 第 15 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が主席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

- 第 16 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

- 第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

- 第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員

(員数)

- 第 19 条 当法人に理事 1 名以上を置く。

(選任等)

- 第 20 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

- 第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第 22 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬)

第 23 条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 24 条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 計算

(事業年度)

第 25 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

第 6 章 附則

(最初の事業年度)

第 26 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 29 年 9 月 30 日までとする。

(設立時の理事及び代表理事)

第 27 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事

田仲智子

設立時理事

藤井治子

(法令の準拠)

第 29 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

平成 28 年 9 月 16 日